

健全化判断比率と会計等の対応

会計等の区分		会計等の名称	健全化判断比率の対象			
普通会計	一般会計	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	特別会計	シビックセンター特別会計				
		花園地域交流推進施設運営事業特別会計				
公営事業会計	特別会計	国民健康保険事業特別会計				
		天野診療所事業特別会計				
		後期高齢者医療事業特別会計				
		介護保険事業特別会計				
	うち公営企業会計	下水道事業会計 ※1				
		花園守口ふるさと村運営事業特別会計 ※2				
		花園梁瀬簡易水道事業特別会計 ※3				
		水道事業会計				
公債費に準ずる債務負担行為		各種利子補給金				
一部事務組合・広域連合	和歌山県市町村総合事務組合					
	和歌山地方税回収機構					
	橋本周辺広域市町村圏組合					
	伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合					
	伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設組合					
	和歌山県後期高齢者医療広域連合					
	橋本伊都衛生施設組合					
	伊都消防組合					

※1. 平成31年度から公営企業法適用により下水道事業特別会計が下水道事業会計へ移行。

※2. 平成30年度において会計廃止。

※3. 平成31年度から公営企業法適用により水道事業会計へ組み込まれます。